

スポ保第 966 号  
平成 30 年 12 月 25 日

各教育事務所長 殿

山形県教育委員会教育長

山形県における運動部活動の在り方に関する方針の策定及び  
運動部活動の適切な運営等に係る取組みの徹底について（通知）

県教育委員会では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月スポーツ庁）（以下「国のガイドライン」という。）を踏まえ、この度、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、標記方針（別添 1， 2）を策定しました。

中学校、義務教育学校及び市立高等学校（以下「各学校」という。）における運動部活動については、これまでも適切な指導をお願いしてきたところですが、各学校における運動部活動が、生徒がスポーツに親しむ基盤として、今後も持続可能なものとなるよう、所管の市町村教育委員会及び市町村教育委員会を通じ各学校に対して周知願います。

特に下記の事項に十分留意の上、各市町村教育委員会及び各学校が本方針を参考に適切に対応できるよう、必要に応じて支援、指導及び助言くださるなどの配慮をお願いします。

記

1 運動部活動の方針の策定等について

本方針を参考に、市町村教育委員会にあっては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」（以下「設置者の方針」という。）を、各学校にあっては、「学校の運動部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を平成 31 年度当初より方針に則って活動できるよう速やかに策定願います。

なお、既にこうした運動部活動の方針等がある場合には、市町村にあっては国のガイドラインに、各学校にあっては設置者の方針に則ったものとなるように改めて検討いただき、必要に応じて改訂願います。

学校の方針の策定にあたっては、県教育委員会で書式例を作成しておりますので、必要に応じて御活用願います。

## 2 運動部活動に係る活動計画等の作成及び公表について

各学校においては、学校の方針及び年間の活動計画等について、学校のホームページに掲載等により公表願います。

なお、年間活動計画については、県教育委員会で書式例を作成しておりますので、必要に応じて御活用願います。

## 3 本方針の適用状況に関するフォローアップについて

スポーツ庁では、国のガイドラインの適用状況を把握するため、特に上記1及び2に関し、定期的にフォローアップ調査を実施することとしていますが、併せて設置者の方針及び学校の方針の適用状況についても調査を実施いたしますので、御協力くださるようお願いいたします。

## 4 教員の運動部活動への関与について

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」（別添3）を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

## 5 文化部活動について

市町村教育委員会にあっては、国のガイドラインの趣旨の他、国のガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な部活動の運営」について、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、国のガイドラインに準じた取扱いをしていただき、各学校にあっては、設置者の方針に準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、文化庁において、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進めておりますことを申し添えます。

別添1 山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編

(平成30年12月県教育委員会)

別添2 山形県における運動部活動の在り方に関する方針 高等学校・特別支援学校高等部編

(平成30年12月県教育委員会)

別添3 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)

<担当>

教育庁スポーツ保健課

学校体育担当 石田 充

TEL : 023-630-2852

FAX : 023-630-2893